

学校いじめ防止基本方針

白子町立白潟小学校

1 いじめについて

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策基本法第2条）

→ 友達同士の言い合い、遊びの延長のたたき合い等も、「いやだ」と感じた場合、この法律に照らし合わせると「いじめ」となる。この法律は、ささいな兆候を見逃さず、ひとつひとつをいじめとして認知していくことで、いじめの深刻化を防ぐ観点から作られたものである。

(2) 令和6年度のいじめの実態

いじめの認知件数	86件
内訳	
冷やかし・からかい・悪口	34件
仲間はずれ・集団による無視	4件
軽くぶつかられる・たたかれる等	19件
ひどくぶつかられる・たたかれる等	4件
金品をたかられる	0件
金品をかくされたり、盗まれたりする等	1件
嫌なことや恥ずかしいことをされる等	23件
パソコン、携帯電話等での誹謗中傷	0件
その他	1件

※ 1件の中に複数のいじめが同時に行われる場合もあるので、合計数は変わります。

2 基本的な考え方

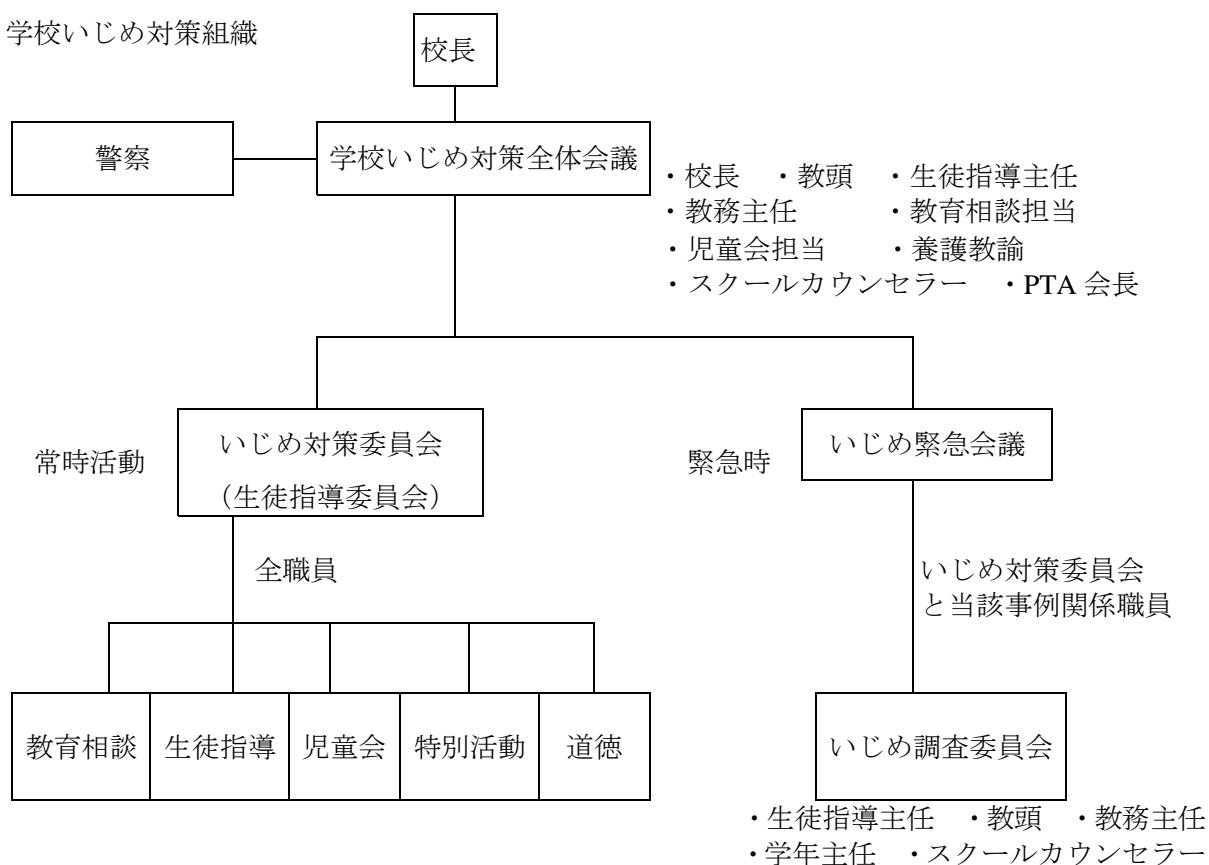
- ① 学校いじめ防止基本方針の策定にあたっては、教職員の意見、および児童や保護者の意見を広く取り入れて決定するものとする。
- ② いじめは、人として決して許されない行為ではあるものの、いじめはどの学校にも起こり得ることを基本的な考え方として、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめのない学校づくりをする。
- ③ 言葉や暴力によるものだけでなく、インターネットを媒体とするいじめの対応策等、教職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指していく。
- ④ いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報の保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠ぺいをすることのないようにする。
- ⑤ いじめ防止に対する具体的な方策については、児童や保護者に対し、取り組みの内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取り組みの改善を図る。

3 児童の実態

豊かな自然環境に恵まれた本校は、8学級、児童数170名（4月1日現在）の学校である。

本校の児童の多くは、明るく素直であり、外遊びが大好きである。友だちと仲良く過ごせ、あいさつも進んでできる児童が多い。本校では、集団登下校やロング昼休みなど、学年・学級の枠を取り除いた活動を実施しており、それらの活動を通して、児童は上級生と下級生とがお互いに助け合い、励まし合う意識が身に付いてきている。

4 学校いじめ対策組織



5 いじめに対する取り組み

(1) いじめの防止のための取り組み

- ① 児童には、学級担任等が日常的にいじめ問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されるものではない」ことについての指導を徹底するとともに、人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。
- ② 児童に対し、はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者としての考え方を育成する。
- ③ 保護者や地域に対しては、ホームページで「学校いじめ防止対策基本方針」を公開するとともに、学校だよりでいじめ防止に対する方針や取り組みの状況を広報する。
- ④ 教職員の言葉が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないように充分に配慮する。
- ⑤ 生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開を目指す。
- ⑥ 道徳教育の充実を図り、道徳的実践力を養う。
- ⑦ ピア・サポートの効果的な活用や特別活動の充実により、人間関係力を育成する。
- ⑧ 「いのちを大切にするキャンペーン」等、児童会活動の充実を図り、児童が主体となったいじめ撲滅の取り組みを支援する。
- ⑨ 「いじめ対策委員会」を月1回開催し、以下の内容についての会議を行う。
 - ・各学年の状況についての情報交換
 - ・いじめ防止についての計画の確認
 - ・いじめ防止対策についての検証と計画の修正

(2) いじめの早期発見のための取り組み

ア アンケート調査や面談等

(※いじめがあるという前提での調査が実施されると、それ自体で閉塞感を生みかねないので、「学校での集団生活に不満をもっていないか」、「自己肯定感をもって日常生活を送っているか」、「お互いの人間関係に悩みをもっていないか」等の観点からの調査項目として実施する。)

- ① 毎月、いじめに関する調査・いじめ防止対策会議を行う。
- ② アンケート調査をもとに、担任対児童の1対1の面談を毎月行う。

③ 保護者との面談（7月・12月）の際に、必要に応じていじめに関する内容を盛り込む。
イ いじめの相談や通報等

① 学校における相談窓口は、教頭と養護教諭、生徒指導・教育相談担当とし、学校だより等で家庭への周知を図る。

② 「いじめゼロ宣言」を各学級に掲示し、「話す勇気」の啓発を行う。

ウ その他

① 担任を中心として、日常での児童の人間関係を掌握し、教職員がいじめの芽を早期発見できるようにする。

② 「相談箱」を設置し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整える。

③ いじめを知った場合、いじめらしいと認知した場合は、学校の相談窓口に通報する旨、保護者に周知する。

④ 外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。

子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
千葉いのちの電話	043-227-3900
子どもの人権110番	0120-007-110
東上総教育事務所相談室	23-4460
千葉県警察外房地区少年センター	22-3741
東上総児童相談所電話相談	27-5507
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310

(3) いじめがあった場合の措置

ア 基本的な考え方

① いじめ被害児童のケアを最優先とするが、被害児童、加害児童ともに正常な学校生活を送ることができるよう、改善をすることを基本とする。

① いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。

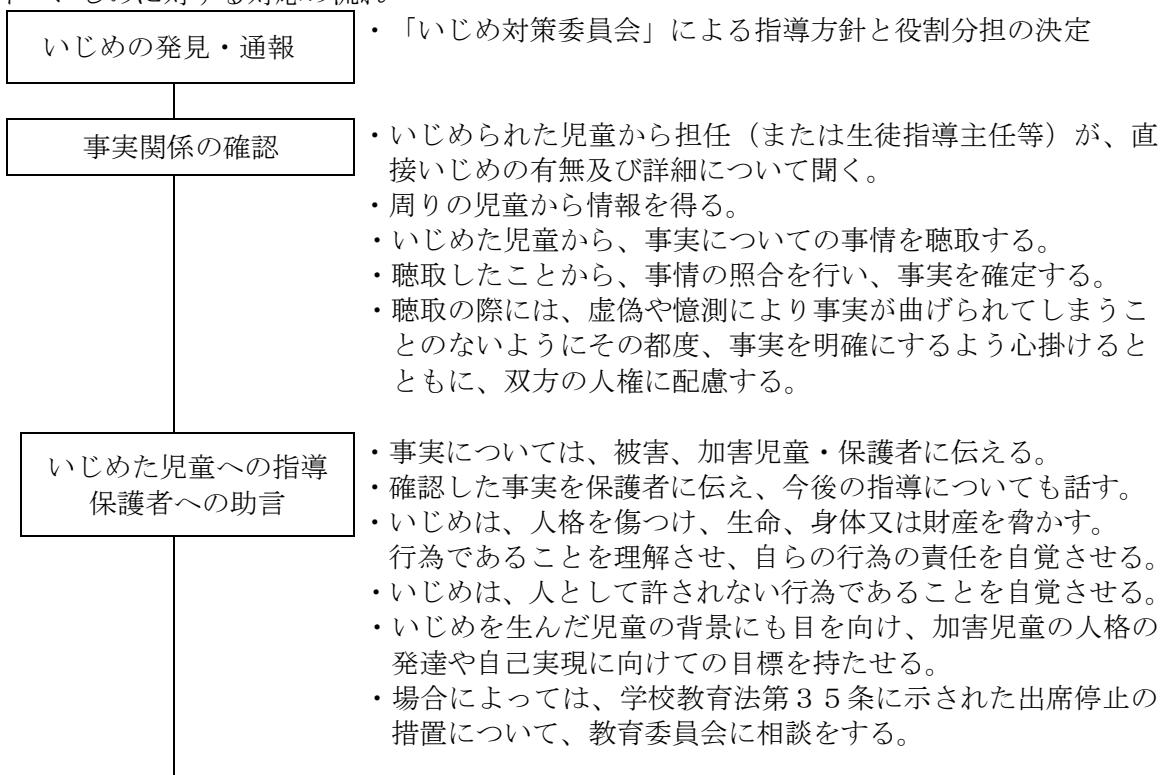
② いじめ被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。

③ いじめへの対応は、基本的には「いじめ対策委員会」を中心とした組織である。

④ 所轄警察等の関係機関との連携を密にする。

⑤ いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう別室授業等の措置も考える。

イ いじめに対する対応の流れ



いじめが起きた集団への対応

- ・はやし立てるなど、同調していた児童には、それらの行為がいじめに加担することであることを理解させる。
- ・見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。

いじめられた児童のケア

- ・被害児童が通常の学校生活に戻れるよう、いじめ対策委員会で方針と分担を決める。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーの対応、別室登校等の策を講じる。
- ・保護者との連携を密にする。
- ・転校の意思がある場合には、その説明をするとともに、相談に応じる。

ウ ネットいじめへの対応

- ・学級活動等でインターネットやSNS等を利用する際のモラルについての指導をする。
- ・青少年指導センターと連携し、ネットパトロールの結果に注意を払う。
- ・名誉棄損やプライバシーの侵害があった場合は、プロバイダに削除を求める。
- ・情報の削除が困難な場合やトラブルが複雑な場合は、警察署に援助を求める。
- ・フィルタリング等、保護者への啓蒙活動を行う。
- ・職員研修を行い、職員の知識や指導技術の向上を図る。
- ・児童に対して、SNS教室を行う。

6 重大事態が発生した場合

(1) 重大事態の基準（第28条）

- ・いじめにより、児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある時
 - 自殺を企図した場合
 - 心身に重大な障害を被った場合
 - 金品に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより、児童が30日以上の欠席を余儀なくされた疑いがある場合
- ・児童や保護者から同様の内容での訴えがあった場合は、重大事態とする。

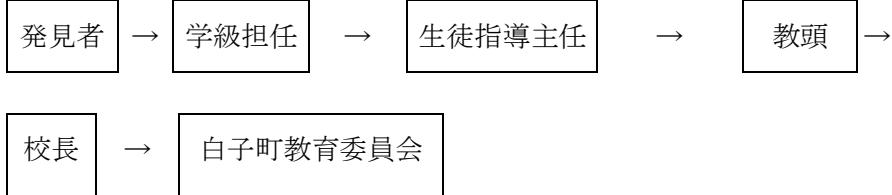
(2) 重大事態の報告（第30条）

- ・重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告をする。

(3) 重大事態への対応

- ・重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

① 連絡体制



② いじめ対策組織の招集（第28条）

- ・いじめ緊急会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。
- ・いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。なお、いじめ調査委員会の委員長は生徒指導主任が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者に参加を図り、公平性を高めるためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。更に、状況に応じて、警察関係者の参加も依頼する。

③ 事実関係を明確にするための調査（第28条）

- ・調査にあたっては、いじめを受けた児童及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の仕方について、十分に理解を得る。

ア いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

○該当児童及び関係職員、関係児童から聞き取り、又は質問紙調査を行う。

○当該児童の学校復帰が阻害されることの無いように、当該児童や情報を提供してくれた児童の安全を最優先する。

イ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

○保護者の要望や意見を十分聞く。

○関係職員、関係児童から聞き取り、又は質問紙調査を行う。

ウ 調査結果の情報提供

○調査結果については、いじめられた児童及び保護者に結果の提供を行う。

○調査結果については、白子町教育委員会に結果の報告を行う。

④いじめた児童への指導

- ・いじめた児童への指導については、「5（3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・学校教育法第35条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて、警察との連携をとる。
- ・報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた児童の人権が侵害されることも考え、警察との連携を密にする。
- ・いじめられた児童との人間関係の再構築、周りの児童との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめた児童の学校生活の充実及び自己実現に向けて指導をしていく。

⑤いじめられた児童への指導

- ・いじめられた児童への指導については、「5（3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・いじめられた児童の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連携体制、関係機関との連携等、当該児童の支援体制をとる。
- ・まわりの児童による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該児童が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

月	学校行事	学校いじめ対策
4月	入学式	学校いじめ防止対策基本方針及び組織の決定 相談窓口の周知 SOSの出し方教育
5月	1年生を迎える会 家庭確認	いじめ防止アンケート調査・いじめ対策委員会①
6月	児童・担任の教育相談週間	いじめ防止アンケート調査・いじめ対策委員会② いじめ実態調査・教育相談①
7月	宿泊学習 個別面談① 前期教育相談	いじめ防止アンケート調査・いじめ対策委員会③
8月		職員研修①（いじめについて）
9月		いじめ防止アンケート調査・いじめ対策委員会④
10月	修学旅行 前期終業式 後期始業式 ふれあい運動会	いじめ防止アンケート調査・いじめ対策委員会⑤
11月	児童・担任の教育相談週間	いじめ防止アンケート調査・いじめ対策委員会⑥ いじめ実態調査・教育相談②
12月	個別面談② 後期教育相談	いじめ防止アンケート調査・いじめ対策委員会⑦
1月		いじめ防止アンケート調査・いじめ対策委員会⑦
2月	6年生ありがとう集会	いじめ防止アンケート調査・いじめ対策委員会⑧
3月	(個別面談)③ 卒業式 修了式	いじめ防止アンケート調査・いじめ対策委員会⑨